



KPMG Newsletter

KPMG Insight

特集 DXを活用した税務ガバナンス構築と
高まるその重要性

 Sustainability

CSRD開示25%削減：EUオムニバス法案のポイント



Vol. **72**

May 2025



CSRD開示25%削減：EUオムニバス法案のポイント

あずさ監査法人

金融統轄事業部 兼 サステナブルバリュー統轄事業部

加藤 俊治 / テクニカル・ディレクター

2 2025年2月26日にEC（欧州委員会）は、いわゆるオムニバス法案の第1弾（First Omnibus Package on sustainability）を公表しました。

本稿では、その関連法案のうちサステナビリティ報告義務（CSRD、CSDDD、EUタクソミーの開示）の25%削減に関連する部分とその道程とともに解説します。

なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。



加藤 俊治
Shunji Kato

POINT 1

サステナビリティ報告義務25%削減に関するオムニバス法案

2025年2月26日に、サステナビリティ報告義務25%削減に関するオムニバス法案の第1弾が公表された。本稿では、第1弾のうちCSRD、CSDDD、EUタクソミーに関連する法案の主な概要を説明する。

POINT 2

3つの関連する法案

関連する法案は、「CSRDおよびCSDDDの延期だけを含む法案」（本稿では「延期法案」と仮称）、「25%削減のための関連法案の改正を含む法案」（本稿では「コンテンツ法案」と仮称）、「EUタクソミーのレベル2を改正する法案」（本稿では「タクソミーレベル2法案」と仮称）の3本が該当。

POINT 3

今後の留意点

延期法案は成立・発効済。コンテンツ法案は審議が長期化すると予想する向きが多い。2027年1月までにコンテンツ法案が成立しない場合には、現行のCSRD/ESRSに基づく開示を行わざるを得ない可能性がある。新ESRSとVSMEの関係に留意を要する。

Road to Omnibus: オムニバス法案に至る道程

1. 欧州の選択 (“EUROPE’S CHOICE”)

オムニバス法案に関して世間が喧しくなってきたのは昨年末くらいからです。この法案は急に出てきた話のように思われている方が多いですが、実際は昨年の夏からつながっているお話になります。

2024年7月16日に欧州議会選挙後最初の本会議が開催されました。選挙では右派といわれるグループが議席を伸ばしました。その2日後の7月18日にフォン・デア・ライエン委員長の再任が決定したといわれていますが、その際に公表した文書が「欧州の選択」です。これは2029年までの5年間の任期を見据えた政策文書です。

そのなかで、Clean Industrial Dealを掲げ、第1次フォン・デア・ライエン体制の目玉政策であったEuropea Green Deal 達成のためにEUの競争力強化が必要であると謳っています。この政策文書のなかで前ECB総裁のドラギ氏の手によるいわゆるドラギレポートの公表を予告し、それをもとに競争力確保の“Clean Industrial Deal”を策定すると意思表明していました。

2. ドラギレポート

2024年9月に「欧州の選択」で予告されていたドラギレポート (The future of European competitiveness) が公表されました。このレポートは、EUの競争力戦略全体に関する分析を行ったPart A とセクター別の産業政策等に関するPart B から構成されています。Part A の末尾で競争力回復のための手段の1つであるSimplification (簡素化) の政策として reporting obligations (報告義務) の25%削減、SMEs (中小企業) については50%削減を提案しています。

ドラギレポートは絶対的な指針ではあ

りませんが、この後のEUの競争力回復政策の根幹となります。

3. ブダペスト宣言

EUは11月8日まで行われた非公式の欧州理事会において、ブダペスト宣言 (Budapest Declaration on the New European Competitiveness Deal) を公表しています。そのなかの4番目の項目として報告義務の削減を要求しています。同宣言では、“simplification revolution”を掲げ、“clear, simple and smart regulatory framework”、“reducing administrative, regulatory and reporting burdens, in particular for SMEs”を求めています。報告義務に関しては、ECに対して最低25%削減に関する法案を2025年上半期に策定することを求めています。

4. ブダペスト宣言後の記者会見

“ブダペスト宣言”後の記者会見に登壇したのは3名でした。壇上は、ハンガリーのオルバン首相、ミシェルEU大統領、フォン・デア・ライエンEC委員長です。委員長は記者の質問に答える形で、“triangle of the EU Taxonomy Regulation, the CSRD and the CSDDD...the content of the laws is good – we want to maintain it and we will maintain it - but the way we get there, the questions we are asking, the data points we are collecting, is too much – often redundant, often overlapping – so our task is to reduce this bureaucratic burden without changing the correct content of the laws”. (抄訳:EUタクソノミー、CSRD、CSDDDの内容については満足しており、維持していきたい。しかし、開示項目 (data points) は多すぎるし、重複もある。法律の適切な内容を変更することなく、行政面での負担を削減していきたい。) と回答しています。ここでオムニバスという言葉を使いながら、EUタクソノミー、CSRD、CSDDDが報告義務の負担削減のターゲッ

トであることが判明しました。また、委員長としては3法の内容に変更を加える意図はなく、主に手続き面の削減を意図していると理解されています。

ちなみにEUタクソノミーは、グリーンな経済活動を定義 (たとえば、太陽光発電はグリーンな経済活動ですが、石炭火力発電はグリーンな経済活動ではありません。ガソリン車の生産はグリーンな経済活動ではありませんが、EVの生産はグリーンな経済活動です) グリーン売上割合、グリーンCapEx割合、グリーンOpEx割合の3つのKPIを開示させるEUの法律を指します。この3つのKPIは、ESRSに基づくサステナビリティ開示に含まれます。

またCSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive、企業サステナビリティ報告指令) は、EUのサステナビリティ開示に関する法律です。開示基準であるESRS (European Sustainability Reporting Standards、欧州サステナビリティ報告基準) は、CSRDの下位法令に位置づけられています。

そしてCSDDD (Corporate Sustainability Due Diligence Directive、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令) は、EUの人権・環境に対するDDに関する法律です。DD結果をCSRD/ESRS開示に反映することが想定されています。

5. ミッションレター

2024年12月に出されたミッションレター (MISSION LETTER) は、EC委員長から (上級) 副委員長等に送られる職務内容に関する書簡を指します。実際には9月に一旦送られているようですが、12月に正式に第2期フォン・デア・ライエン体制が開始されることから改めて送られたものです。Omnibus Package の主担当であるセジュールネ上級副委員長のレターには “You will ensure that existing rules are fit-for-purpose and focus on reducing administrative burdens and simplifying legislation. You must contribute to

reducing reporting obligations by at least 25% – and for SMEs at least 35%.”（抄訳：現行ルールをその目的に照らして、事務管理的な負担の削減と法令の簡素化を推進すること。報告義務の少なくとも25%、中小企業では35%の削減に貢献すること）と記載されており、報告義務の25%削減、中小企業は35%削減（ドラギレポートの50%を修正）を求めています。

セジュールネ氏の担当はProsperity and Industrial Strategyであり、ECのDG GROW（Directorate-General For Internal Market, Industry, Entrepreneurship & SMEs、域内市場・産業・起業・中小企業総局）を所管します。DG GROWを所管するセジュールネ氏を担当にしたことは、競争力回復に対するECの本気度を示していると考えられます。なぜなら、EUタクソミーとCSRDはDG FISMA（Directorate-General for Financial Stability, Financial Services and Capital Markets Union、金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局）、CSDDDはDG JUST（Directorate-General For Justice & Consumers、司法・消費者総局）の所管であり、DG GROWの所管ではなくその法律の成立に直接的な関与がなかったと思われるからです。

6. 競争力コンパス

2025年1月29日に競争力コンパス（“Competitiveness Compass for the EU”）を公表しました。EUの競争力回復に関して3つの柱（Closing the innovation gap（米中とのイノベーションの差を埋める）、A joint roadmap for decarbonization and competitiveness（脱炭素政策と産業政策・経済政策・貿易政策との統合）、Reducing excessive dependencies and increasing security（専制主義国家への依存から脱却した経済成長と安全保障））を掲げています。これらを推進するファクターとして5つのenablers（手法）を定義していますが、そのうちの1つがsimplificationです。Simplificationによって開示義務の25%削減（中小企業は35%削減）、CSRD・CSDDD・EUタクソミー開示の削減を最初に行うこと、大規模企業を2つに分割し小さい方に対して負担を削減することを示しています。

7. ワークプログラム2025

2025年2月11日に2025年度のECのワークプログラム（Commission work programme 2025）を公表しました。

このなかでオムニバス法案を3つに分けて、順次提案することになっています。第1弾

のサステナビリティに関するオムニバス法案は2025年第1四半期、第2弾の投資に関するオムニバス法案は2025年第1四半期、そして第3弾のオムニバス法案は2025年第2四半期に提出するとしています。

II サステナビリティ報告義務 25%削減に関するオムニバス 法案の主な概要

こうした流れのなかで、2025年2月26日に第1弾と第2弾のオムニバス法案が公表されました。本稿のテーマは冒頭申し上げましたとおりサステナビリティ報告義務25%削減に関する部分ですので、第1弾のうちそれに関連する法案の主な概要を説明します。

1. 法案の本数と形式・改正対象の法令

関連する法案は3本あります（図表1参照）。最初の1本はCSRDおよびCSDDDの延期だけを含む法案です。本稿では「延期法案」と仮称します。2本目は25%削減のための関連法案の改正を含む法案です。改正のコンテンツを含むことから、本稿では「コンテンツ法案」と仮称します。最後はEUタクソミーのレベル2を改正する法案です。本稿では「タクソミーレベル2法

図表1 サステナビリティ報告25%削減に関連するオムニバス法案

	法案の仮称	形式	L	改正法令
①	延期法案 国内法制化期限：2025年12月31日	DIRECTIVE (Urgent Procedure)	1	CSRD CSDDD
②	コンテンツ法案 国内法制化期限：法案発効後12ヵ月	DIRECTIVE (通常の立法手続)	1	監査指令 会計指令 CSRD CSDDD
③	タクソミーレベル2法案 適用開始日：2026年1月1日 (2025年3月26日まで意見募集中、その後ECが採択)	COMMISSION DELEGATED REGULATION (EC採択後、議会・理事会による反対がなければ成立)	2	開示委任規則 気候委任規則 環境委任規則

出所：KPMGジャパン作成

案」と仮称します。

レベルというのは法律のランクのことです。レベル1が最上位、次がレベル2です。CSRDはレベル1ですがその下位法令であるESRSはレベル2です。いずれもbindingといわれ法的拘束力があります。レベル3までありますが、レベル3はnon-bindingといわれ法的拘束力はないです。たとえば、ガイドライン、FAQなどがこれに該当します。

図表1のL列は延期法案、コンテンツ法案、タクソミーレベル2法案のレベルを表しています。延期法案とコンテンツ法案はレベル1ですので通常の立法手続によって法案が成立することになりますが、延期法案については早期の成立を目指すことを目的として通常の立法手続でなくUrgent Procedureのプロセスを経ることになっています。このプロセスでは、他の審議中の法案よりも優先順位を高くして早期に採決することになります。

通常の立法手続では、最初にECがEU議会とEU理事会に法案を提出します。これは2025年2月26日に完了しています。その後EU議会とEU理事会は、それぞれがEC案に対する修正案を確定させます。その後両者が協議し修正内容に関して合意することで法案が成立します。実際には合意までのプロセスを円滑化するためにECを入れた3者で協議（これをtrilogueといいます）し、合意すると成立します。この成立した法律が官報であるOJEU（Official Journal of EU）に掲載され、法律に定められた一定の日数を経過すると発効します。

成立した法律がDIREVTIVE（指令）の場合にはEU加盟国がそれぞれ国内法として成立させること（transposition）をしないと各加盟国内で有効な法律にならないです。REGULATION（規則）の場合には成立すればそのままEU加盟国の国内法として有効になりますので、国内法制化の必要はないです。

タクソミーレベル2法案はCOMMISSION DELEGATED REGULATIONというレベル2ですので、

ECがまず採択し、EU議会とEU理事会が反対の意思表示をしなければ、そのまま成立します。現在ECの採択に向けて2025年3月26日まで意見募集中であり、適用開始日を2026年1月1日と予定しています。

2. 延期法案

延期法案自体の国内法制化を2025年12月31日までとしています。

CSRDについては、2年延期を定めています。具体的には、非上場大規模企業の適用開始日を2年延期し、2027年1月から変更しています。大規模企業は、①総資産25百万ユーロ超、②売上50百万ユーロ超、③平均従業員数250名超のうち2つ以上を満たす企業を指します。本邦グローバル企業の現地法人はこのカテゴリーに該当することが多く、2年延期は重要事項だと思われれます。ちなみに現行のCSRDでは適用開始日が2025年1月からです。

CSDDDについては、その国内法制化と適用開始時期の1年延期を定めています。

現行のCSDDDの国内法制化は2026年7月26日まででしたが、これを2027年7月26日までに1年延期しています。

適用開始時期については、実際は1年延期というよりも、現行のCSDDDで3つある適用開始のカテゴリーのうち最初のカテゴリーを廃止することで、自動的に1年延長することになっています。

現行のCSDDDではEU域内の企業について①平均従業員数5,000名超、世界売上15億ユーロ超、②同3,000名超、同9億ユーロ超、③同1,000名超、同4.5億ユーロ超の3つに分けており、①の適用開始を2027年7月26日、②を2028年7月26日、③を2029年7月26日としています。延期法案では①を削除し、②と③を残したうえで適用開始時期をそれぞれ2028年7月26日、2029年7月26日のままとしています。

現行のCSDDDでは、EU域外企業については、①EU域内売上15億ユーロ超、②同9億ユーロ超、③同4.5億ユーロ超の3つに分けており、①の適用開始を2027年7月

26日、②を2028年7月26日、③を2029年7月26日としています。延期法案では①を削除し、②と③を残したうえで適用開始時期をそれぞれ2028年7月26日、2029年7月26日のままとしています。

3. コンテンツ法案

コンテンツ法案自体の国内法制化は、その成立・発効後12ヵ月以内とされています。

図表1にあるように監査指令、会計指令、CSRD、CSDDDを改正しています。このうち監査指令と会計指令の改正は、実質的にCSRDの改正と同じです。なぜなら、CSRDの第1条は会計指令の改正、第3条は監査指令の改正と構成されており、たとえばCSRDの開示内容は会計指令の改正の中に定められているからです。ちなみにコンテンツ法案で改正されているCSRDの第5条はCSRDの国内法制化と適用開始日に関する条文であり、改正対象は後者です。

監査指令については、以下のような修正がなされています。

- 限定的保証基準のECによる採択義務を削除し、合理的保証への移行するために必要としていた評価及び合理的保証基準のECによる採択義務を削除しています。
- 保証基準を採択可能としています。保証基準の採択には条件が付されており、デュープロセスを経ていることなど、高いレベルの信頼・品質を備えていること、EUの公益に資することが要求されています。また、コンテンツ法案の前文で2026年までに保証ガイドラインを公表することにコミットしています。

会計指令については、以下のような修正がなされています。

- CSRDの対象を大規模企業のうち平均従業員数1,000名超としています（大規模グループの親会社も同じ閾値）。
- ESRSの改訂をできるだけ早く（ASAP）

いて本邦企業の現地法人（非上場の大規模企業）によるサステナビリティ報告が始まる可能性があります。コンテンツ法案の審議動向には留意が必要です。

2. 新ESRSとVSME

また、サステナビリティ開示基準であるESRSの改正にも留意する必要があります。現行のESRSはCOMMISSION DELEGATED REGULATIONとしてレベル2の法令となっています。改正される見込みの新ESRSも同様にレベル2の法令になり、法案の採択者はECになります。現時点で改正法案（新ESRS案）は公表されていませんが、ECは2025年3月27日に現行のESRSを開発したEFRAG（旧欧州財務報告諮問グループ）に対して2025年10月31日までに新ESRSに関するtechnical adviceを提出すること、それに関するスケジュールとワークプランを2025年4月15日までに提出するように要請しました。4月15日のEFRAGの審議資料によると2025年7月までにドラフトを公表する予定とされています。

また新ESRSについては、2027年からの適用開始だけでなく、2026年からの早期適用も可能性として考慮していることが明らかにされています。

新ESRSの内容と開発スケジュール等は、本邦企業のサステナビリティ報告に関するプロジェクトの対応スケジュールにも

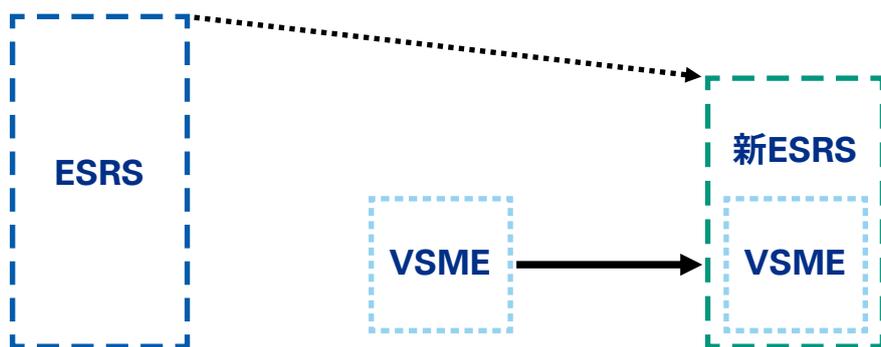
大きく影響すると考えられます。

コンテンツ法案ではESRSの改訂の方向性について①重要性のない開示項目を削除する、②定量的な開示項目を定性的な開示項目よりも優先する、③必須の開示項目と任意の開示項目を明確に区別するとしています。現時点で最終的な新ESRSの内容を予想することは難しいのですが、上述の現行のVSMEに含まれる開示項目は新ESRSにも含まれる可能性があると考えられます。CSRDプロジェクトにおいて現行のVSMEに含まれる開示項目への対応の十分性を確認することは有意義ではないかと思われます（図表2参照）。

3. 包括的な体制構築

3つの法案のうち特にコンテンツ法案については、法案よりも厳しい内容で最終化されるのか、あるいは緩和された内容で最終化されるのか、不透明な状況です。2年間の延期を有意に利用して、EUだけでなく本邦有価証券報告書におけるサステナビリティ開示にも効率的に対応できるように体制を整えておくことが肝要ではないかと思料いたします。

図表2 イメージ：新ESRSとVSMEの関係



出所：ジャパンKPMG作成

関連情報

ウェブサイトでは、CSRDに関する情報を紹介しています。

欧州CSRD対応支援

<https://kpmg.com/jp/ja/home/services/advisory/risk-consulting/sustainability-services/eu-csrd.html>

欧州CSRD/ESRSの概要と3つの対応オプション

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2022/11/sustainable-value-csrd-esrs.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人

加藤 俊治 / テクニカル・ディレクター

✉ shunji.kato@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

kpmg.com/jp

本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2025 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。